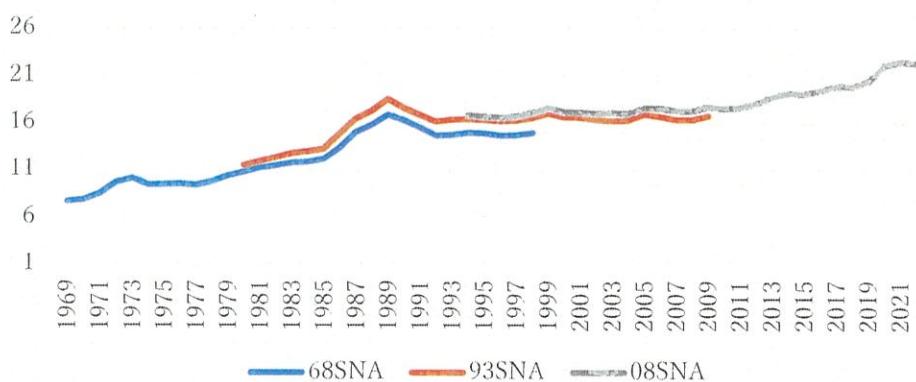


図16 日本の外貨準備と金  
外貨準備の金重量（右軸、100万トロイオンス）と  
外貨準備に占める金の割合（左軸、%）



(出典) 財務省ホームページ > 財務省の政策 > 国際収支の関連資料・データ >  
外貨準備等の状況 > 時系列データ

図17 日本のGDPと正味資産 (GDP=1.0)



(註) 68SNA:1990年基準、93SNA : 2005年基準、08SNA : 2015年基準

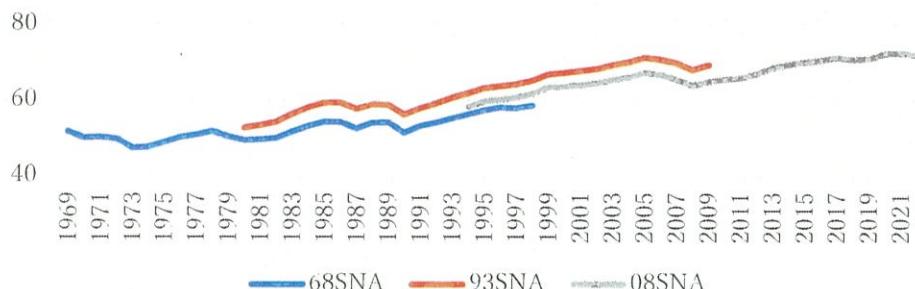
(出典) 68SNA :「1998年度国民経済計算確報」ストック編

(内閣府ホームページ > 内閣府の政策 > 経済社会総合研究所 >  
GDP統計 > 国民経済計算年次推 > 計統計表)

93SNA :「2014年度国民経済計算確報」ストック編

08SNA :「2022年度国民経済計算」ストック編

図18 日本の金融資産が正味資産に占める割合（%）



(註) 68SNA:1990年基準、93SNA:2005年基準、08SNA:2015年基準

(出典) 68SNA:「1998年度国民経済計算確報」ストック編

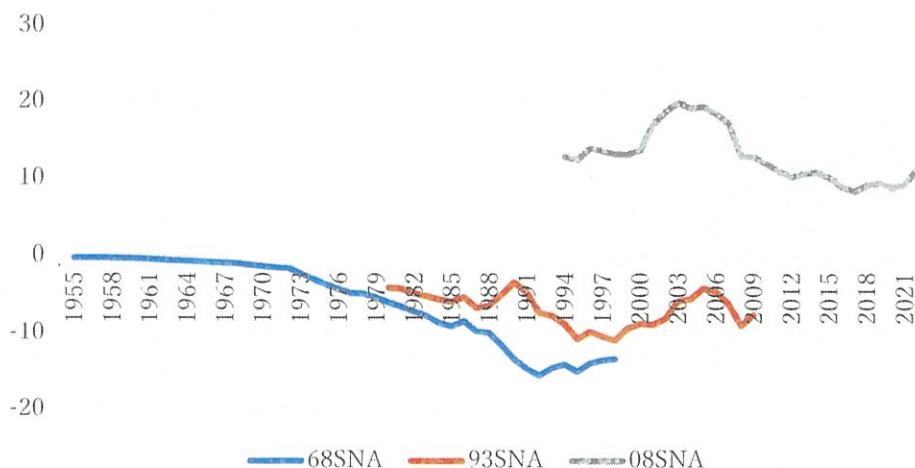
(内閣府ホームページ > 内閣府の政策 > 経済社会総合研究所 >

GDP統計 > 国民経済計算年次推 > 計統計表)

93SNA:「2014年度国民経済計算確報」ストック編

08SNA:「2022年度国民経済計算」ストック編

図19 金融機関の営業余剰（兆円）



(註) 68SNA:1990年基準、93SNA:2005年基準、08SNA:2015年基準

(出典) 68SNA:「1998年度国民経済計算確報」ストック編

(内閣府ホームページ > 内閣府の政策 > 経済社会総合研究所 >

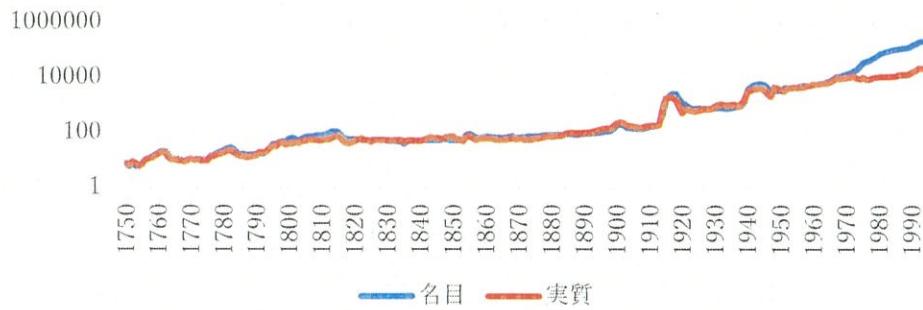
GDP統計 > 国民経済計算年次推 > 計統計表)

93SNA:「2014年度国民経済計算確報」ストック編

08SNA:「2022年度国民経済計算」ストック編

以下、図20、21、22、23の出典はB・R・ミッチャエル編著  
(2001A)、(2001B)、(2001C)

図20-1 イギリス中央政府歳出総額 (1750-1993)  
(名目と実質、対数目盛、100万ポンド)



(註) 物価水準 1750-1790 : 1770=100、1791-1913 : 1913=100  
1914-1993 : 1929=100、

図20-2 イギリス中央政府歳出総額 (1750-1899)  
(名目と実質、対数目盛、100万ポンド)



図20-3 イギリス中央政府歳出総額（1900-1993）  
(名目と実質、対数目盛、100万ポンド)

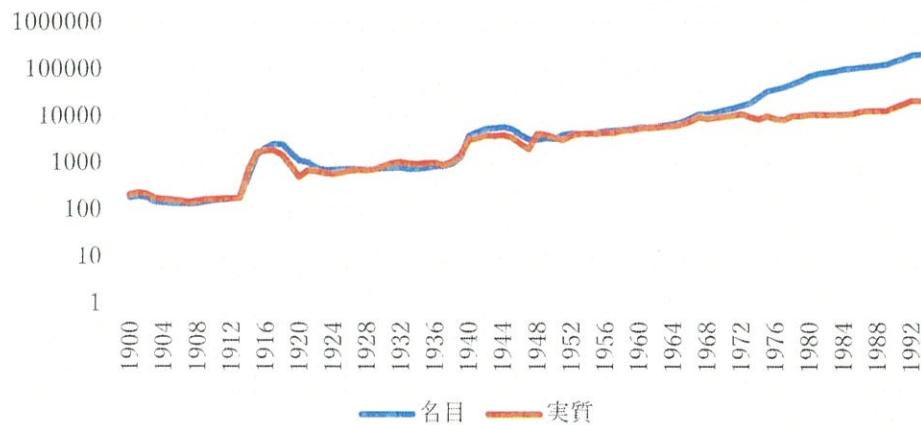


図20-4 イギリス人口1人当たり中央政府歳出総額  
(対数目盛、ポンド)

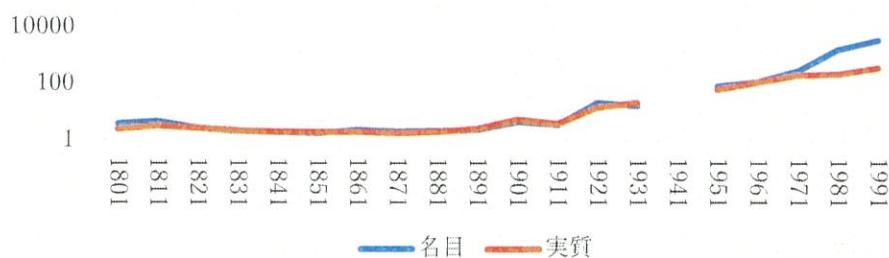
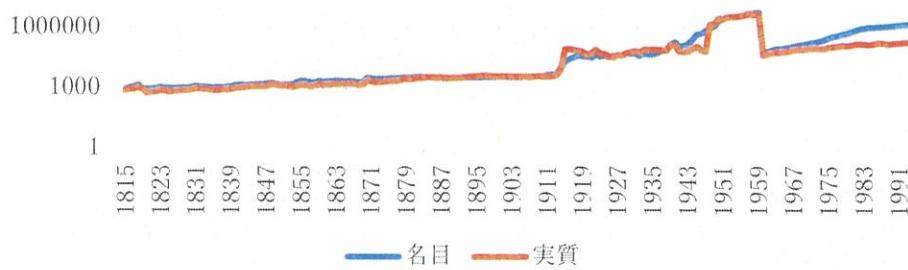


図21-1 フランス中央政府歳出総額（名目と実質）  
(対数目盛、100万フラン)



(註) 物価水準 1815-1819 : 1820=100、1821-1914 : 1901-1910=100  
1915-1993 : 1929=100

図21-2 フランス人口1人当たり中央政府歳出額  
(名目・実質) (対数目盛、フラン)

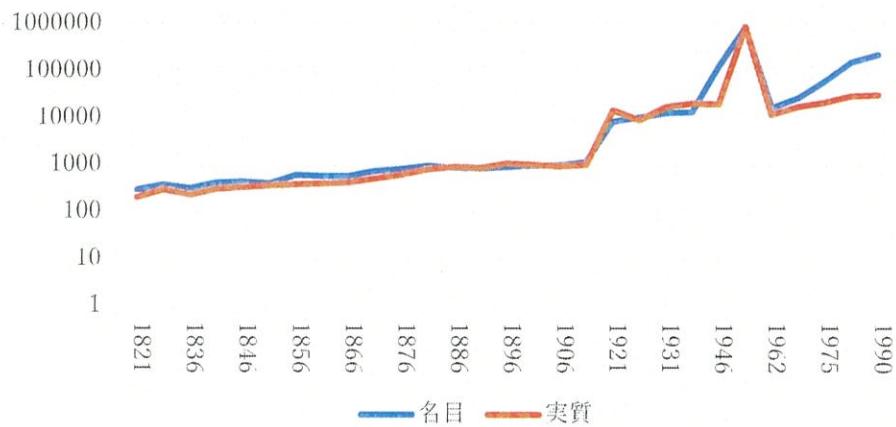
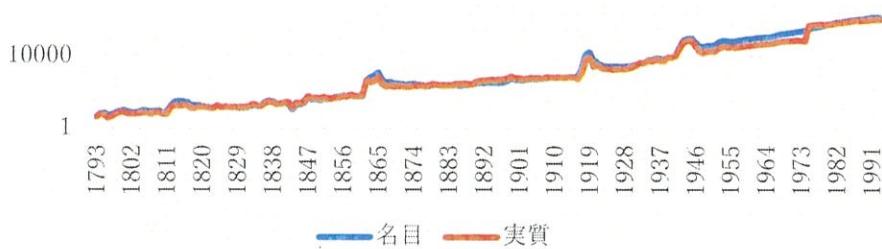
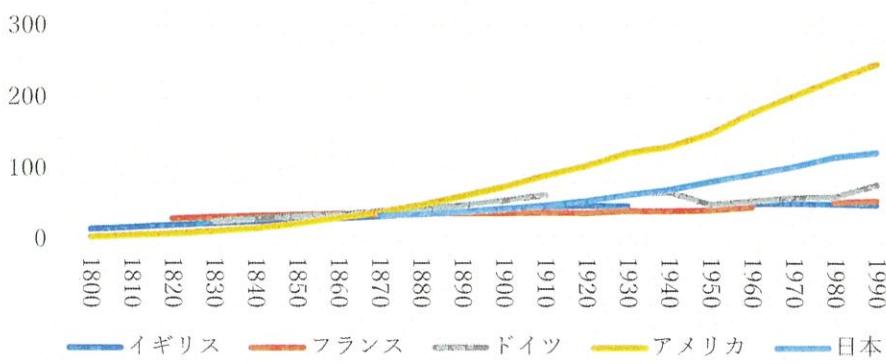


図22 アメリカ連邦政府歳出総額 (名目と実質)  
(対数目盛、100万ドル)



(註) 物価水準は 1793-1938 : 1940-14=100、1934-1974 : 1938=100、  
1975-1993 : 1980=100

図23 英仏独米日の人口 (100万人)



## 目 次

### 序

序論	.....
----	-------

一 商品経済と経済政策	.....
二 経済政策論の任務と方法	.....
三 経済政策論の任務と方法(続)	.....
— 経済政策論の経済学研究における地位 —	.....

第一編 重商主義	.....
----------	-------

第一章 発生期の資本主義	.....
第二章 商人資本としてのイギリス羊毛工業	.....
第二章 重商主義の経済政策	.....

第二編 自由主義	.....
----------	-------

第一章 成長期の資本主義	.....
第二章 産業資本としてのイギリス綿工業	.....
第三章 自由主義の経済政策	.....

第一節 イギリスにおける自由貿易運動	.....
第二節 イギリスにおける自由貿易の完成と国際自由貿易運動	.....
第三節 アメリカ合衆国における保護関税運動	.....
第四節 自由貿易と保護関税	.....

### 第三編 帝国主義

第一章 煙熟期の資本主義	.....
--------------	-------

第一節 資本集積の増大と重工業における固定資本の巨大化	.....
第二節 株式会社の機能	.....

A 株式会社の資本	.....
-----------	-------

B 株式会社と銀行	.....
-----------	-------

C <del>支那</del> 中国の手段としての株式会社	.....
-------------------------------	-------

第三節 金融資本の蓄積様式	.....
---------------	-------

第二章 金融資本の諸相	.....
-------------	-------

第一節 ドイツにおける重工業を中心とする独占的組織の発展	.....
------------------------------	-------

第二節 イギリスにおける海外投資	.....
------------------	-------

第三節 アメリカにおけるトラスト運動	.....
--------------------	-------

第三章 帝国主義の経済政策	.....
---------------	-------

第一節 關稅政策とダンピング	.....
----------------	-------

第二節 植民地の領有と資本の輸出	.....
------------------	-------

### 索　補　結

語	.....
---	-------

記——第一次世界大戦後の資本主義の發展について——	.....
---------------------------	-------

引	.....
---	-------

### (III) 資料

#### (1) 宇野弘藏『経済政策論(改訂版)』(1971) の目次

# 諸外国憲法における生存権の規定について①

真理  
（二）原書  
日本語訳

国	憲法	規定
フランス 共和国憲法	【1946年憲法 前文11項】 国は、すべての人、特に、児童、母親及び年老いた労働者に対し保健、物質的保証、休息及び余暇を保障する。 人は誰でも、その年齢、肉体的若しくは精神的状态、経済的事情のために労働することのできないことが分かったとき、国家又は公共団体に対して、相当な生活の手段を求める権利を有する。 ※なお、1958年憲法前文に、「フランス人は、1946年憲法の前文により確認され補足された1798年の権利宣言によって定められたような人間の諸権利に及び国民主権の諸原理に対するその愛着を厳肅に宣言する。」と規定されている。 ※ 欧州連合基本権憲章（リスボン条約により法的拘束力を付与）を批准	
イタリア 共和国憲法	【第38条】 労働の能力がなく、生活に必要な手段を持たないすべての市民は、社会的な扶養及び補助を受ける権利を有する。 労働者は、災害、疾病、廃疾及び老齢、その意に反する失職の場合に、生活の要求に応ずる手段が配慮され、且つ保障される権利を有する。 能力のない者及び年少者は、教育及び職業指導を受ける権利を有する。 本条の定める任務は、国によつて設けられる機関及び施設が、これに当たる。 ※ 欧州連合基本権憲章を批准	
ドイツ 共和国基本法	生存権に関する規定を有しない。 ※ 欧州連合基本権憲章を批准	成文憲法を有しない。 ※ リスボン条約を批准しているが、歐州連合基本権憲章については適用除外
イギリス		
アメリカ 合衆国憲法	生存権に関する規定を有しない。	

# 諸外国憲法における生存権の規定について②

国	憲法	規定
		<p>【第39条】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 公権力は、家族的社会的、経済的及び法的保護を保障する。</li> <li>② 同様に、公権力は、親子関係にかかわりなく法の下での平等な子に対する完全な保護を保障し、民事身分のいかんを問わば母の完全な保護を保障する。父子関係の調査は、法律により、これを行うことができる。</li> <li>③ 親は、嫡出たると非嫡出たるとを問わば、子が未成年の間、及び法律の定めるその他の場合において、子に対してあらゆる種類の支援を行わなければならない。</li> <li>④ 児童[は、その権利に配慮する国際協定]に定められた保護を享受する。</li> </ul> <p>【第40条】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 公権力は、経済安定政策の範囲内で、社会的及び経済的進歩のため、並びに地域的及び個人的所得の最も公平な配分のために好都合な条件を整備する。公権力は、とくに完全雇用を目的とする政策を遂行しなければならない。</li> <li>② 同様に、公権力は、職業訓練及び職業再訓練を保障する政策を促進する。また、公権力は、労働における安全及び衛生に配慮し、並びに労働日の制限、定期的有給休暇、及び適切な施設の促進を通じて、必要な休息を保障する。</li> </ul>
スペイン	スペイン憲法	<p>【第41条】</p> <p>公権力は、全ての市民に対し、困窮状態、とりわけ失業の場合において、十分な社会的扶助及び社会的給付を保障するため、公的な社会保障制度を維持する。補足的な扶助及び給付は、自由である。</p> <p>【第42条】</p> <p>國は、在外のスペイン人労働者の経済的及び社会的権利の保護に特に配慮し、かつその帰国政策を推進するものとする。</p> <p>【第43条】</p> <p>公権力は、このを認めることには、公衆衛生を組織化し及び管理することは、公権力の権能である。これに関するすべての人の権利及び義務は、法律でこれを定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 健康の保護に対する権利[は、これを認める。]</li> <li>② 予防措置並びに必要な給付及びサービスを通じて公衆衛生を組織化し及び管理することは、公権力の権能である。これに関するすべての人の権利及び義務は、法律でこれを定める。</li> <li>③ 公権力は、健康教育、体育及びスポーツを奨励する。同様に、公権力は、余暇の適切な利用を促進する。</li> </ul> <p>※ 欧州連合基本権憲章を批准</p>

# 国際条約等における王位権の規定について

## ○世界人権宣言(1948年)※国連総会で採択

### 【前文】

(前略) 人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、(中略)すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

## ○国際人権規約(A規約)(1966年)※批准済み

### 【第9条】 この規約の締約国は、社会保険その他の社会保障についてのすべての者の権利を認める。

### 【第11条】

- 1 この規約の締約国は、自己及びその家族のための相当な食糧、衣類及び住居を内容とする相当な生活水準についての並びに生活条件の不斷の改善についてのすべての者の権利を認め。締約国は、この権利の実現を確保するために適当な措置をとり、このためには、自由な合意に基づく国際協力が極めて重要であることを認める。
- 2 この規約の締約国は、すべての者が飢餓から免れる基本的な権利を有することを認め、個々に及び国際協力を通じて、次の目的のため、具体的な計画その他必要な措置をとる。
  - (a) 技術的及び科学的知識を十分に利用することにより、栄養に関する原則についての知識を普及させることにより並びに天然資源の最も効果的な開発及び利用を達成するよう農地制度を発展させ又は改革することにより、食糧の生産、保存及び分配の方法を改善すること。
  - (b) 食糧の輸入国及び輸出国の双方の問題に考慮を払い、需要との関連において世界の食糧の供給の均衡な分配を確保すること。

## ○欧洲連合基本権憲章(2000年)

### 【第34条】

1. 連合は、出産、病気、労働災害、介護が必要な状態または老齢等の場合、および失業の場合に、共同体法ならびに国内の法令および慣行が定める規則に従つて、社会保障給付および保護を提供する社会サービスに対する資格を認め、尊重する。
2. 欧州連合内で合法的に居住および移動するすべての者は、共同体法ならびに国内の法令および慣行に従つて、社会保障給付と社会的便宜を受けることができる。
3. 社会からの排斥及び貧困と闘うために、連合は、共同体法ならびに国内の法令および慣行が定める規則に従い、十分な資力を持たないすべての人に対する生活を確保するように、社会扶助および住宅支援に対する権利を認め、尊重する。

(IV) 年表 戦争（内戦を含む）・軍事・同盟・協商・独立（1750－1914）

赤字：インドおよびその周辺地域関係)

青字：フランス革命関係

年	事項
1754	英仏植民地戦争（-63）（パリ条約）
1755	英露同盟
1756	英普同盟、仏奥同盟、七年戦争（-63）
1757	プラッシーの戦い（英東インド会社軍が仏東インド会社軍を破り、仏は撤退）
1775	アメリカ独立戦争（-83）
1783	ベルサイユ条約（アメリカ独立）
1786	英仏通商条約
1789	フランス革命、教会財産の没収
1790	フランス聖職者民事基本法
1792	第1次対仏同盟（-97）
1796	イギリス、スリランカを併合
1799	第2次対仏同盟（-1802）
1801	イギリス、アイルランドを合併 ナポレオン、ローマ教皇と政教協約締結（メンドールの協約）
1804	オーストリア、ハンガリーを併合（オーストリア・ハンガリー二重帝国） ナポレオン（1世）フランス皇帝、フランス帝国
1805	第3次対仏大同盟
1806	神聖ローマ帝国滅亡、フランス、英國に対する大陸封鎖令
1807	ナポレオン、ワルシャワ公国を建国（実質的な衛星国）
1808	仏軍、スペイン進撃（半島戦争）
1810	ラテンアメリカの反乱始まる。以後ラテンアメリカ諸国の独立
1812	英米戦争（-14）
1813	第4次対仏大同盟、解放戦争
1814	ウィーン会議（-15）
1815	ウィーン議定書（フランス王政復古承認、ポーランド分割）、四国同盟（英露普奥同盟）
1816	イギリス、ネパールを保護国に
1818	アーヘン列国会議、五国同盟（英露普奥仏同盟） 英東インド会社ほぼ全インドを支配
1821	ギリシャ独立戦争（-29）
1823	アメリカ、モンロー主義宣言

1825	ロシア、デカブリスとの乱
1830	フランス、7月革命
1831	ロンドン議定書、ベルギー独立を承認
1840	アヘン戦争（-42）
1842	英清南京条約 イギリス、香港領有
1846	アメリカ・メキシコ戦争
1848	フランス2月革命、フランス第2共和政
1851	清、太平天国の乱
1853	クリミア戦争
1854	日米和親条約
1857	インド、セポイの反乱 第2次アヘン戦争（-58）
1858	イギリス、インド統治法（東インド会社解散・インド直接統治開始、本国にインド省、インドに副王の称号を持つ総督） ムガール帝国滅亡
1861	アメリカ南北戦争（-65） イタリア王国成立
1866	普墺戦争
1868	日本明治維新、戊辰戦争
1870	普仏戦争（-71） フランス第3共和政 イタリア統一完成
1871	ドイツ帝国成立 パリコンミューン
1872	独墺仏3帝国同盟 日本、琉球王国廃絶・琉球藩設置
1873	独露墺3帝国同盟
1874	日本、台湾出兵
1875	江華島事件 イギリス、スエズ運河会社買収
1876	ロシア中央アジアをほぼ制服
1877	露土戦争（-78） インド帝国成立（皇帝はイギリス国王、一種の同君連合、事実上の英領）、日本、西南戦争
1879	独墺同盟成立 英、アフガニスタン属領化 日本、琉球藩廃止・沖縄県設置
1881	露清イリ条約
1882	独伊墺3国同盟、イギリス、エジプト占領
1884	ドイツ、アフリカ植民開始 アフリカ分割会議 清仏戦争（-85）
1885	インド、第1回国民会議開催
1886	イギリス、ビルマ併合（インド帝国ビルマ州）
1894	日清戦争
1895	日清下関講和条約、日本、台湾領有 三国（独仏ロ）干渉・遼東半島還付
1896	英領マラヤ連邦成立
1898	米西戦争（アメリカ、フィリピン併合）、ファショダ事件（アフリカにおける英

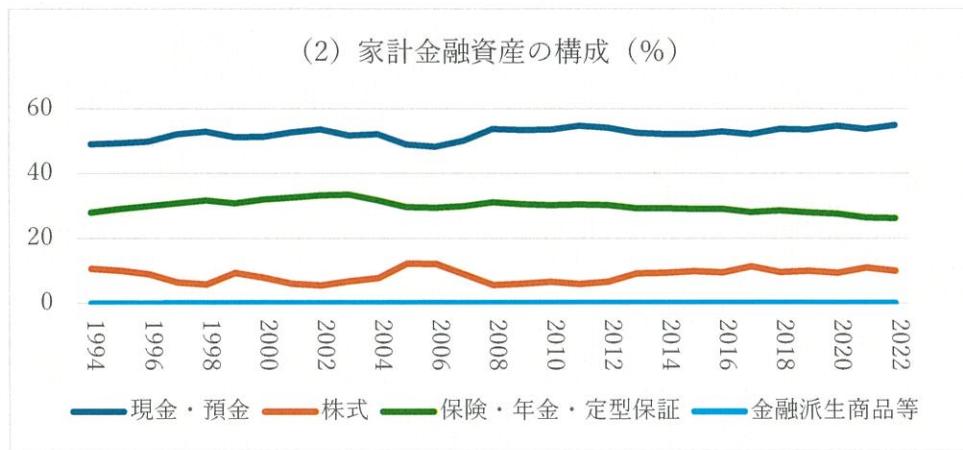
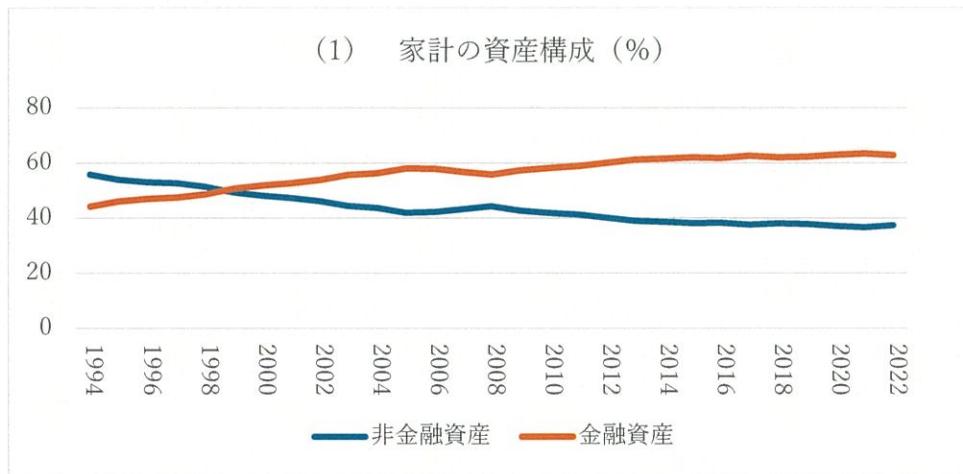
	仏衝突)
1899	ボーア戦争 (1902)
1899	インド、金為替本位制採用
1900	連合軍、北京出兵 (対義和団)
1902	日英同盟
1904	日露戦争
1905	露、血の日曜日事件、日露ポーツマス条約 日本、南樺太領有
1906	南満州会社設立
1908	ロンドン 10カ国海軍會議
1910	日本、大韓帝国併合
1911	辛亥革命
1912	中華民国成立、第1次バルカン戦争
1913	第2次バルカン戦争
1914	第1次世界大戦

現代国家の二つの性格—軍事と福祉—（試論）  
(図表・補遺)

2024. 5. 14

今井勝人

家計の金融資産



その他の項目は図示していない